

介護支援専門員証有効期間更新交付申請書

<p>交付手数料： 宮崎県収入証紙貼付欄 (2, 400円分)</p> <p>ここに宮崎県収入証紙を貼り付けてください。</p>	<p style="text-align: center;">写真貼付欄</p> <p>たて 3.0cm よこ 2.4cm</p> <p>写真ウラ面に氏名、撮影年月日を記入してください</p>
---	--

フリガナ					西暦				
氏名	(姓) (名)	生月	年	日	19	年	月	日生	
					(昭和・平成	年)			
フリガナ									
住所	郵便番号 (〒)								
	都道府県								
自宅の電話番号	()								
登録番号 (8けた)									

添付書類	<input type="checkbox"/> 宮崎県収入証紙 2, 400円 <input type="checkbox"/> 写真2枚 (縦3.0cm、横2.4cm) ※交付申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもの。写真裏面に氏名、撮影年月日を記入 (1枚は写真貼付欄に貼り付け) <input type="checkbox"/> 介護保険法第69条の8第2項の研修 (更新研修) 又は、同法第69条の8第2項ただし書きの規定により知事が行っている研修 (専門研修等更新研修免除対象研修) の修了証明書の写し、又は、介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号の研修 (主任更新研修) の修了証明書の写し <input type="checkbox"/> 現に有する介護支援専門員証の原本 <p style="text-align: center;">※紛失で添付できない場合は、別紙1「介護支援専門員証紛失申出書」を添付</p>
-------------	--

【介護支援専門員登録の欠格事由等】

- 1 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 介護保険法(以下「法」という)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 5 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 6 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 7 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者
- 8 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していない者

私は、上記の欠格事由等に該当しないことを申し立て、介護保険法第69条の8第1項及び規則第113条の26第1項の規定により、介護支援専門員証の有効期間の更新を申請し、新たな介護支援専門員証の交付を申請します。

年 月 日

申請者 住所 (〒)

氏名 _____

連絡先電話番号 () _____

宮崎県知事 殿